

令和5年度

北海道農業土木工事
調査測量設計業務共通仕様書
の訂正（第1回）

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 編 測量業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-16 関係官公庁への手続き等</p> <p>1 受託者は、測量業務の実施に当たって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等及び関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。</p> <p>2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。</p> <p><u>3 受託者は測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し業務担当員に提出しなければならない。また、測量作業規定第 15 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 測量業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-16 関係官公庁への手続き等</p> <p>1 受託者は、測量業務の実施に当たって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等及び関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。</p> <p>2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加（訂正）</p>

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 編 用地調査業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1 受託者は、当該業務に当たって、調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-15 関係官公庁への手続等</p> <p>1 受託者は、用地調査業務の実施にあたって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受託者は、用地調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合には、速やかに行うものとする。</p> <p>2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。</p> <p><u>3 受託者は測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し業務担当員に提出しなければならない。また、測量作業規定第 15 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 4 編 用地調査業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1 受託者は、当該業務に当たって、調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p><u>3 受託者は測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し業務担当員に提出しなければならない。また、測量作業規定第 14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-15 関係官公庁への手続等</p> <p>1 受託者は、用地調査業務の実施にあたって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受託者は、用地調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合には、速やかに行うものとする。</p> <p>2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除（訂正）</p> <p>字句の追加（訂正）</p>